

連絡先	山梨労働局 労働基準部 安全衛生課
	安全衛生課長 生原 定雄 安全専門官 村田 修一 電話 055-225-2855

死亡労働災害が多発！

～山梨労働局では緊急安全点検を要請～

1 既に昨年1年間と同数の死亡事故が発生

昨年、山梨県内の労働災害による死亡者数は8名と、昭和32年に統計を取り始めて以来、初の1ケタとなった。

しかし、今年に入って状況は一変し、6月5日現在、**8名の労働者が死亡（昨年同時期は2名）と、既に昨年1年間の死亡者と同数**となった。

その内容は、別紙1「平成18年における死亡災害一覧」のとおりであり、業種別には、製造業2名、建設業2名、小売業2名、林業1名、警備業1名である。

2 安全管理の徹底を呼びかけ

このような状況を受け、山梨労働局（局長吉田康夫）では、別紙2のとおり、事業者団体あてに、傘下会員に対して緊急の安全点検を呼びかけるよう文書要請を行ったところである。

全ての事業場においては、7月1日からの全国安全週間を前に、これ以上の労働死亡災害を防ぐために安全管理を一層強めることが望まれる。

平成 18 年における死亡災害一覧

18年6月5日現在

番号	発生日 発生地	年齢 性別	業 種 職 種	事故の型 起因物	災 害 の 概 要	
1	1.23 笛吹市	56 男	建設業 運転手	はさまれ・ 巻き込まれ 掘削用機械	斜面の整形現場において、被災者が斜面の整形をしていたドラグ・ショベルの手元作業をするためにドラグ・ショベルに近寄ったところ、ドラグ・ショベルが横移動し、キャタピラに左半身を轢かれたもの。	
2	2.26 中央市	46 男	自動車小売業 販売員	交通事故 トラック	トラックで軽自動車を搬送中、釜無川左岸の市道を南方向に走行しているとき、被災者が運転を誤り、道路左側にはみ出して土手下にトラックとともに転落した。被災者は意識不明となり、8日後に死亡したものの。	
3	3.3 北杜市	33 男	小売業 営業	激突され 移動式クレーン	墓石の調整作業が終了し、使用していた通称カニクレーンをトラッククレーンの荷台に載せるため、後ろ向きに移動させていたが、斜面(5~12度)のため止まらず、道路沿いに停車させておいたトラッククレーンのあおり部分と操作ハンドルの間で胸部を挟まれたもの。	
4	3.8 大月市	45 男	木材伐出業 伐採補助	崩壊・倒壊 立木	松食い虫被害木を伐倒するため、労働者2名でワイヤロープとチルホールを使って木の倒す方向を調整していたところ、被災者の斜面上方約5mの場所の立木が突然倒れてきて当たったもの。倒れた木の根元は松食い虫により倒れやすくなっていた。	
5	4.27 早川町	59 男	セメント製品製造業 運転手	交通事故 ミキサー車	工事現場で使用する生コンクリートを運ぶため、コンクリートミキサー車を運転中、左カーブを曲がりきれずに横転し、対向車線を通り切り側壁に衝突したものの。	
6	5.8 北杜市	51 男	一般機械器具製造業 ライン長	激突され エレベーター	倉庫2階に置いてあるアーク溶接機(150kg)を、エレベーターで1階に降ろすため、2階床面からエレベーター搬器に載せようとしていた際に、何らかの原因により溶接機が台車ごと搬器内にいた被災者に激突し、搬器天井部との間に挟まれる形で被災したものの。	
7	5.11 甲斐市	63 男	上下水道工事業 土工	崩壊・倒壊 地山・岩石	宅地造成工事において下水管を布設するため、幅1.1m、深さ約2mの管路を長さ約11mに渡りパワーショベルで掘削中、被災者がスコップを用いて管路内で床均し作業を行っていたところ、掘削した管路東側が幅約6mに渡って崩壊し、被災者の肩近くまで土砂に埋もれてしまい、8日後に死亡したものの。	
8	6.3 甲府市	55 男	警備業 交通誘導員	交通事故 乗用車	甲府市内の国道において、電線埋設工事のため片側2車線道路の1車線を交通規制中、被災者が通行車両の交通誘導をしていたところ、飲酒運転の乗用車に突っ込まれ死亡したものの。	

山梨労発基第 4 7 9 号
平成 1 8 年 6 月 6 日

各事業者団体 殿

山梨労働局長

労働死亡災害多発緊急対策の実施について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より労働安全衛生行政の推進につきましては、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年に入りましてから労災死亡事故が多発し、6月5日現在、別紙のとおり8件・8名死亡と、既に昨年1年間に発生した件数・被害者数に並んでしまいました。

つきましては、これ以上の発生を防止するために傘下会員事業場に対し、下記事項の緊急実施を徹底していただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 . 作業指揮者・作業主任者等を選任し、その者の指揮の下作業を行うこと。
- 2 . 作業方法が安全なものであるか見直しを行うこと。
- 3 . 機械設備の安全点検を行うこと。
- 4 . 交通事故防止に十分配慮すること。